

◎学校体育施設を利用するにあたって

- ① 「学校体育施設開放の手引き」をよく確認し、ご利用ください。
- ② 申請した利用時間を厳守し、活動終了後は速やかに施設の清掃、原状回復を行ってください。
- ③ 申請時期について
→利用の申請は、利用する前月の1日から20日（土日祝の場合はその前日）までにひと月分のみの申請書を生涯学習課へ提出してください。（メール可）
※メールで提出する場合は、件名を【団体名】【使用施設】【使用月】にしてください。
裏面二次元コードより、代表メールの登録をお願いします。
- ④ 団体間でのトラブルについて（申請した時間を超えての利用など）
→団体へヒアリングし、注意。
その後も改善が見られなければ中止・取消になることもあります。
- ⑤ 鍵の取り扱いについて
→学校ごとにルールが定められています。
（夜間使用の場合は指定の時間までに事務室へ取りに来るなど）
それぞれのルールを確認し、厳守するようお願いいたします。
また、鍵の受け渡し方法について、今後検討していく予定です。時期や受け渡し方法等の詳細が決定次第お知らせいたします。
- ⑥ 施設備品の取り扱いについて
→消耗品（ボール等）にあたる備品は原則使用禁止です。ネットや支柱、卓球台などの使用を希望する場合は申請書の使用備品欄に記入し提出してください。

⑦ 火気の取り扱いについて

→ストーブなどの体育館にある暖房設備は使用できません。

持ち込んだ機器の使用についても禁止とします。

⑧ 近隣住民への配慮について

→夜間利用の場合、20時以降大きな音を出すような活動はお控えください。

↓登録はこちら



お問い合わせ先：丸森町教育委員会生涯学習課

電話：0224-72-3036 FAX：0224-72-3043

メール：gakushyu@town.marumori.miyagi.jp